

社会福祉法人湖南省社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、湖南省における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進と人権の尊重を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 居宅介護等事業の経営
- (9) 老人デイサービス事業の経営
- (10) 障害福祉サービス事業の経営
- (11) 相談支援事業の経営
- (12) 移動支援事業の経営
- (13) 育児の総合援助活動事業
- (14) 生活福祉資金貸付事業及び生活保護世帯予定者小口つなぎ資金貸付事業
- (15) 福祉センター等施設の経営
- (16) ボランティア活動の振興
- (17) 家計相談支援事業
- (18) 生活支援体制整備事業
- (19) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人湖南省社会福祉協議会という。

(経営の原則等)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を滋賀県湖南市中央一丁目1番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員13名以上18名以内を置く。ただし、第17条第1項に定める理事の数を上回るものとする。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名押印する。

第4章 役員

（役員の数）

第17条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上16名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互の親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第25条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 会員

(会員)

第31条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第32条 この法人に部会又は委員会を置く。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 部会及び委員会に関する規程については、評議員会において別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第33条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置く。
- 3 この法人の設置経営する施設の長等の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産とする。

定期預金 200万円

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、湖南市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、湖南市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資を併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を行う。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、うち第1号の書類については、その内容を報告した上で承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した種類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第42条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第11章 解散

（解散）

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員

会の議決を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 12 章 定款の変更

(定款の変更)

第 4 5 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、湖南省長の許可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を湖南省長に届けなければならない。

第 13 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 6 条 この法人の公告は、社会福祉法人湖南省社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 7 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会長（理事） 西尾 邁

副会長（理事） 谷 信一

理 事	川奈部 洋子	渡邊 弘志	山本 邦夫
	鈴木 美智枝	石本 慶太郎	園 武
	竹内 利夫	中森 静恵	辻井 晋一郎
	山中 輝男	安達 多須久	浅野 廣司
	林 治人		

監事 石田 辰夫 望月 平太郎 井上 克雄

附 則

この定款は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、滋賀県知事の認可があった日（平成 18 年 5 月 18 日）から施行する。

附 則

この定款は、滋賀県知事の認可があった日（平成 23 年 4 月 28 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 6 月 13 日付けで変更する。ただし、施行年月日については、平成 25 年 4 月 1 日とする。

附 則

この定款は、湖南市長の認可があった日（平成 27 年 4 月 16 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第47条の規定により本会の運営および業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役 員

(理事の選出)

第2条 定款第17条第1項に定める理事は、次に定める者の中から選出するものとする。

- (1) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 地域の代表者
- (5) 学識経験者

(会長および副会長の選任手続き)

第3条 定款第18条の規定により、会長および副会長（以下「会長等」という。）の選任については、会長等の任期満了直前の評議員会において選任された理事の互選により次期会長等となるべきものを選任しなければならない。

2 次期会長等として選任されたものは、次に掲げる書類を現会長に提出し、現会長は関係書類を確認後、委嘱状を交付しなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) その他必要と認められる書類

(会長の権限)

第4条 定款第20条第2項の規定により、会長は会務を総括し、本会の事業を執行する。

2 会長は、前項の事業執行のため、定款第33条の規定に基づき設置される事務局

に事業の執行を命じることができる。ただし、事業執行にあたって簡易な事項については、事務局において専決させることができる。

(会長の専決)

第5条 定款第27条に規定する会長が専決できる事項は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第19条に定める規程のうち湖南省における当該事項を定めた条例等の改正に準じた改正に関する事。
- (2) 職員の任免に関する事。
- (3) 役員の出張に関する事。
- (4) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
- (5) 寄付金の受け入れに関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において認める事項。

(報告事項)

第6条 会長及び業務執行理事は、別に定めるもののほか、定款第27条により理事会に報告するもののほか、次に掲げる事項については、次回の理事会に報告しなければならない。

- (1) 会長の職務代理者の氏名
- (2) 評議員会または役員から報告を求められた事項
- (3) 行政官庁が実施する検査または調査の結果およびその改善状況
- (4) 会長等の中途退任に関する事。
- (5) 1件100万円以上の予算の執行および契約の締結に関する事。(ただし、人件費に関するものは除く。)
- (6) 固定財産以外の固定資産の処分に関する事。
- (7) 会長が報告を要すると認める事項

(定例会および臨時会)

第7条 理事会は定例会と臨時会とする。

2 例会の時期および付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 5月理事会
ア 前年度の事業実績および決算報告

- イ 当該年度の予算の補正
 - ウ その他定款第 2 条および第 15 条に規定する事項
- (2) 3月理事会
- ア 翌年度の事業計画および予算
 - イ 当該年度の事業計画の変更および予算の補正
 - ウ その他定款第 2 条および第 27 条に規定する事項
- 3 臨時会は、会長が必要と認めるとき、または社会福祉法第 45 条の 14 第 2 項の規定に基づき理事会の開催請求があったときとする。

(理事会の招集)

第 8 条 会長は、理事会を招集するときは、召集の日時、場所および会議に付すべき事項を記載した書面をもって、招集日 7 日前までに各理事に通知しなければならない。

(理事会の開会)

第 9 条 議長は、出席した理事の数を確認し、定款第 29 条第 1 項の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第 10 条 議長は、必要のあるときは、事務局長等関係者の出席を求め、提出議案および報告案件の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第 11 条 定款第 30 条に規定する議事録作成にあたって、議事録の正確を期するため適当と認める事務局職員に理事会の議事の経過および結果を記録させることができる。

2 議事録には、開催の日時および場所、出席した理事の氏名、提出した議案、報告案件の標題、議案等に対する協議経過の概要および決議の結果を記載し、提出議案、資料等を添付して永久に保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第 12 条 会長は、理事会に欠席した理事に議事の概要および議決結果を記録した書面を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

(役員選任手続き)

第13条 役員の選任については、役員の任期満了直前の評議員会において、次期役員となるべきものを選任しなければならない。

2 次期役員の選任には、評議員総数の過半数の同意を得なければならない。

3 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、履歴書を第1項の評議員会の開催日前に、就任承諾書を就任日前に、それぞれ会長あて提出しなければならない。

(役員名簿)

第14条 会長は、役員が選任されたときは速やかに役員名簿を作成し、永久に保存しなければならない。

(役員の解任)

第15条 役員は、社会福祉法（以下「法」という。）第36条第4項の各号の一に該当する場合、法第56条第4項または法第58条第2項第3号による解職勧告を受けた場合には、評議員会の決議によって解任されるものとする。

第3章 顧問

(顧問)

第16条 定款第25条に定める顧問は、会長が次の各号に掲げるものの中から理事会、評議員会の同意を得て委嘱するものとする。

- (1) 福祉に特別功勞のあった者
- (2) 社会福祉団体の役員で特別功勞のあった者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他会長が必要と認めた者

2 顧問は、会長が必要と認めたときは、理事会、評議員会に出席して意見を述べることができるが、表決権は有しない。

第4章 評議員および評議員会

(準用規定)

第17条 第2条および第7条から第14条までの規定は、評議員または評議員会に準用する。この場合において「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「定款第29条第5項」とあるのは「定款第15条第1項」

と「定款第 30 条第 2 項」とあるのは「定款第 16 条第 2 項」と、「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員」とあるのは「評議員選任・解任委員会」と読み替えるものとする。

(評議員の選任)

第 18 条 評議員の選任については、評議員の任期満了前、評議員選任・解任委員会において、次期評議員となるべき者を選任しなければならない。

2 会長は、評議員会の任期満了直前の評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員に委嘱状を交付しなければならない。

3 評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員となるべき者は、履歴書ならびに就任承諾書を事前、あるいは選任された日当日に、それぞれ会長あてに提出しなければならない。

第 5 章 規 程

(本会の規則等)

第 19 条 定款において別に定める規程および本会に必要な規程等は、次のとおりとする。

- (1) 会員規程
- (2) 理事・監事および評議員選任規程
- (3) 部会および委員会設置規程
- (4) 事務局組織ならびに運営に関する規程
- (5) 職員就業規程
- (6) 職員の育児・介護休業等に関する規程
- (7) 経理規程
- (8) 給与規程
- (9) 決裁規程
- (10) 公印規程
- (11) 役員、評議員の報酬および費用弁償規程
- (12) 旅費規程
- (13) 職員の採用ならびに定数に関する規程

(14) 基金積立金管理運営規程

(15) 公用車管理規程

第6章 部会および委員会

(部会および委員会の設置)

第20条 本会に、社会福祉に関する専門事項の調査、研究を行うため必要に応じて部会および委員会を設置する。

(部会および委員会の委員)

第21条 前条の部会および委員会に委員若干名を置き、次の各号に該当するものうちから会長が委嘱する。

(1) 福祉団体および福祉施設関係者

(2) 民生委員児童委員

(3) 理事、評議員

(4) 関係行政機関

(5) 学識経験者

(6) その他会長が必要と認めた者

(部会長および副部会長)

第22条 各部会および委員会に部会長、副部会長（委員長、副委員長）を置き、委員の互選により選出する。

(招集)

第23条 部会および委員会の招集は会長が行い、会議の議長は部会長（委員長）があたる。

(任期)

第24条 部会および委員会の委員の任期は、定款第32条の目的を達したときとする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第25条 部会および委員会の運営に関する事項は会長が定める。

第7章 資産および会計

(予算および決算)

第26条 定款第37条に定める予算および定款第38条に定める決算に関する事項については、定款第40条の規定により定める会計に関する規程において定めるものとする。

(監査の実施)

第27条 定款第21条および定款第38条に規定する監事の決算監査は、毎年5月末日までに実施するものとする。

(監査報告)

第28条 監事は、監査終了後、監査の日時および場所、立会者の職氏名、監査の結果および意見を記載し、署名押印した監査報告書を作成しなければならない。

第8章 その他

(機関紙)

第29条 定款第46条の規定により機関紙、パンフレット、チラシ等を発行する。

(雑則)

第30条 この細則に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

